

民泊条例に規制ルール無し

日本共産党 区議会議員 森とおる

▼世界の規制の流れに 逆行する日本の新法

昨年6月、政府は民泊新法を成立しました。これは宿泊業の基準を満たさない住宅でも届出さえすれば、民泊営業を年間180日まで解禁するもので、本年6月15日に施行されます。

民泊は、インターネットで仲介サイトビジネスが世界各国で展開されたことにより広がっていますが、その多くは違法民泊です。住

民への被害が顕著になっていくことから、ニューヨーク知事は民泊禁止法に署名し、ベルリンでは規制条例を制定、民泊大国フランスでは惨状を見かねてパリで取り締まり強化するなど規制に乗り出しています。

▼区民から寄せられる 不安と憤りの声

豊島区には毎年、数十件の苦情・相談が寄せられています。私にも「夜中に騒がしく注意しようにも言葉

が通じない」「管理人不在で火事になったら大変」「外国人の家族が鍵の場所が分からず困っていた」などの声が寄せられています。またマンションでは管理規約に民泊禁止と明記しなければ防ぐことができません。

▼各自治体が条例に 規制ルールを盛り込む

民泊新法により住居専用地域でも営業が可能になることに、各自治体から反発の動きがあります。大阪市は民泊における痛

【各区の条例による独自規制ルール】

- 住居専用地域で営業禁止
大田区
- 区内全域で規制
中央区 目黒区 荒川区
- 住居専用地域で規制
港区 品川区 江東区 世田谷区 中野区
杉並区 板橋区 練馬区 足立区 新宿区
- 住居専用地域・文教地区で規制
文京区 渋谷区
- 文教地区・学校周辺等で規制
千代田区
- 家主不在で規制
台東区
- ▲ 条例制定の予定が無い区、あるいは未定の区
墨田区 北区 葛飾区 江戸川区
- × 規制ルールの無い条例を制定
豊島区

(豊島区の資料等より)

▼豊島区の新設条例には 規制のルール無し

私は住環境を悪化させず、また旅行者が民泊で不快な思いをしない為にも独

自規制ルールのある条例制定が必要と考え、2月20日に一般質問しました。

区は、区民からの問い合わせに対応する為の職員増員については合意しましたが、規制ルールについては、国が過度な制限は法律に反するとしているので制限しないと答弁し、新法に同調しました。従って区の新設条例は、民泊の届出を近隣住民へ周知する程度のものでしかありません。
私は平穏な環境を守るため、引き続き規制ルールづくりを求めます。

日本共産党 区議会議員

森とおる

区役所控室 3981-1429

自宅 6912-0135

2018年 4月 17日発行

